

- ②長期入院該当日 直近12ヶ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯(区II)に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。
- ③特定疾病区分 特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。資格確認書の表記は以下のとおりとなります。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 (腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む)
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害 または先天性血液凝固第IX因子障害(いわゆる血友病)
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る。)

■ マイナ保険証をお持ちの方はマイナポータルから限度区分等を確認できます

- 手順① マイナポータルにログインします。
※ログインするにはマイナンバーカードと利用者証明用暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。
なお、暗証番号の設定がない顔認証マイナンバーカードをお使いの方はマイナポータルで確認することはできません。
- 手順② ログイン後、「健康保険証」を選択すると、医療保険の資格情報をご確認いただくことができます。



- 手順③ 資格情報では「一部負担金割合」や「限度額適用認定証関連の情報」の「適用区分」欄に「限度区分」が記載されています。

問い合わせ先

国保係 9番窓口 ☎77-8379
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和8年8月以降の交付物について ～

■ 資格確認書の有効期限が切れます

現在、交付している資格確認書の有効期限が令和8年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

■ 令和8年8月以降に使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します

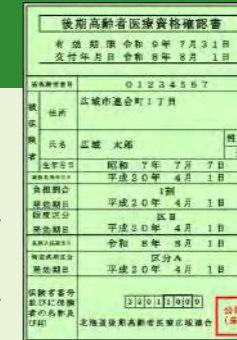
令和8年8月以降に使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に交付します。

◎資格確認書
(はがき型)が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

令和8年8月以降の
医療機関への受診について

資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。



◎資格情報のお知らせ
(A4サイズ)が届く方

- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方

令和8年8月以降の
医療機関への受診について

マイナ保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。
なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。



※資格情報のお知らせが届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難であると届出された方には、資格確認書を交付します。
資格確認書交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を役場国保係9番窓口にご提出ください。
なお、資格確認書交付申請書は、窓口でお渡ししているほか、広域連合のホームページにも掲載しています。

■ 「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人の希望があれば、申請により併記することが可能です。

- ①限度区分 医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は次のとおりとなります。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得(注1)が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得(注1)が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得(注1)が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得(注1)28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額(注2)」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円(注3) ・高齢福祉年金を受給している方

(注1) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

(注2) 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

(注3) 公的年金控除は80万6,700円を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。